8　上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記５により申請することができる。この場合、上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けていない者は、上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了していないとき又は上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けていない者が当該工事の開札までに上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

9　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10　資格の有効期間　資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の請負者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11　その他

⑴　共同企業体の名称は、「三沢㉒庁舎新設建築その他工事○○○建設・○○○建設・○○○建設建設共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の認定を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

守山㉒倉庫新設等建築その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成 22 年 12 月 15 日

支出負担行為担当官

東海防衛支局長　村上　喜仁

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　23

1　工事名　守山㉒倉庫新設等建築その他工事

2　工事場所　愛知県名古屋市

3　工事概要

ア　倉庫新設　延べ床面積　約15,800㎡（倉庫部分Ｓ－５　約13,600㎡、音楽隊実習場等部分ＲＣ－２　約2,200㎡）の建築工事

イ　既設建物解体撤去等　ＲＣ造５棟　約5,600㎡、Ｓ造２棟　約800㎡、Ｗ造５棟　約1,500㎡の建物解体及び付帯構造物解体

ウ　付帯土木工事及び解体跡地の舗装整備（アスファルト舗装　約8,500㎡、インターロッキング舗装　約1,600㎡）

工期　平成25年３月31日まで

4　競争参加資格申請書の交付

⑴　交付期間　平成22年12月15日から平成23年２月28日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

⑵　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンターより提供する。

ただし、紙による場合は下記による。

〒460―0001 愛知県名古屋市中区三の丸２丁目２番１号名古屋合同庁舎第１号館８階 東海防衛支局会計課契約審査係　電話052―952―8222

⑶　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

5　申請書の提出

⑴　提出期間　平成22年12月15日から平成23年１月11日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前９時から午後５時まで。ただし正午から午後１時までの間を除く。なお、平成23年１月12日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時。

⑵　提出場所　上記４⑵に同じ。

⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参によるものとする。

ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価通知書で平成21・22年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ　共同企業体協定書の写し

ウ　工事経歴書（下記６⑵アの基準を満足する工事の施工実績を記載したもの。）

⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、平成23年１月12日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

6　特定建設工事共同企業体としての資格

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３者の組合せとする。

ア　装備施設本部長から建築一式工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の級別の格付けを受け、東海防衛支局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付けを受けていること。）。

イ　装備施設本部長が算定した建築一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、1,200点以上であること。

ウ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記アの再度級別の格付けを受けた者を除く。）でないこと。

エ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、東海防衛支局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（平成６年８月31日付施本第1605号（ＣＣＰ））に基づく指名停止を受けていないこと。

オ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　平成７年度以降に、「建築一式工事」の元請けとして、鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物５階建て以上かつ、建物延べ面積10,000㎡以上の建物の新設工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る）。

なお、当該実績が地方防衛局及び地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事で平成13年12月25日以降完成したものにあっては、「防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（通知）」（平成13年12月19日付施本建第220号（ＣＣＰ））に基づく施工成績評定通知書又は「工事成績評定要領について（通知）」（平成19年７月30日付施本建第134号（ＣＣＲ））に基づく工事成績評定通知書の評定点合計（以下において単に「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

イ　建設業法の建築一式工事につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。

ウ　建築一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者の要件　代表者は、建築一式工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

7　上記６⑴アに掲げる競争参加資格の級別を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記４により申請することができる。この場合、上記６⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けていない者は、上記６⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。